

顧客志向で実践する カスハラ対策研修

令和7年4月1日から東京都カスタマーハラスメント防止条例が施行されました。カスタマーハラスメントは、顧客等から就業者に対する、暴行、脅迫その他の違法な行為または正統な理由がない過度な要求、暴言などの不当な著しい迷惑行為で、就業環境を害するものです。小規模事業者等においても、このような著しい迷惑行為は、販売の減少、サービスの低下になりかねないため、カスタマーハラスメントの防止に務める必要があります。本セミナーでは、カスタマーハラスメントの基本と対処の方法を学びます。

日時 令和7年 **10月8日(水)** 午後7時～9時

会場 勤労商工市民センター 1階 第3洋室

講師 ジャイロ総合コンサルティング株式会社

取締役 シニアコンサルタント 鈴木 タカノリ 氏
経営管理修士(MBA)



内 容

- ◎ カスハラとは何か、なぜ起こるのか
- ◎ カスハラとの向き合い方
- ◎ カスハラ対策と事例分析
- ◎ カスハラマニュアル作成のコツ

【講師プロフィール】

KDDIにて幅広い業務に携わり、在職中は悪質クレームの問題解決に関わる。現在、コンサルタントとして、豊富な経験と専門知識を活かし、事業開発や問題解決のスペシャリストとして活躍。若手の育成指導にも定評がある。

対 象 小規模事業者等

定 員 20名(先着順)

申込方法 下記参加申込書欄にご記入のうえ、FAX または Eメールでお申込み下さい。

お問合せ先 昭島市商工会(担当:福島) TEL.543-8186 ・ FAX.543-8174
E-mail:s.fukushima@shokokai-tokyo.or.jp

FAX. 543-8174

昭島市商工会カスタマーハラスメント対策セミナー参加申込書

事業所名		所在地	
参加者名①		TEL	
参加者名②		E-mail	

本申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業に係る連絡及び参加者名簿の作成の目的にのみ使用いたします。